

検事総長 松尾邦弘殿  
宇都宮地方検察庁 検事正 鈴木和宏殿  
警察庁長官 漆間巖殿  
栃木県警察本部 本部長 河邊有二殿

日本弁護士連合会 会長 梶谷 剛

当連合会は、申立人 A 及び B(代理人弁護士副島洋明外 2 名)から救済申立のあった、宇都宮誤認逮捕申立事件(2005 年度第 1 号事件)につき、調査した結果、下記のとおり警告します。

## 記

### 第 1 警告の趣旨

知的障がい有する申立人を強盗被疑事件の被疑者として取調べを行うに際し、栃木県警察本部所属の担当警察官らが、「虚偽自白を強要し、申立人の真意と異なる自白調書を作成した」こと、さらに、宇都宮地方検察庁所属の担当検察官らが、「当該警察官らの虚偽自白を強要した事実を看過したばかりか、自らも虚偽自白を強要した上で、申立人の真意と異なる自白調書を作成し、これを前提に、十分な裏付け証拠もないままに起訴した」ことが認められた。これらの行為は、申立人に対する重大な人権侵害行為であることは明らかであり、貴殿らには、このことを自覚し、深く反省することを求めるとともに、再発防止のために、次の措置をとることを警告する。

被疑者・被告人に対する取調べについては、可及的すみやかに、その全過程を録画もしくは録音すべきであるが、とりわけ知的障がい有すると疑われる者に対する取調べにおいては、直ちにその全過程の録画もしくは録音を行うこと

知的障がい有すると疑われる被疑者・被告人に対する取調べにおいては、被疑者・被告人の保護者等被疑者・被告人を補助する立場にあり、かつ、被疑者・被告人に取調べの発問等の意味を十分に理解させることができる者の立会いを認めること

知的障がい有すると疑われる被疑者・被告人に対する取調べについて、これを専門的に行える者を養成し、また、全ての取調べ官の研修を直ちに開始すること

### 第 2 警告の理由

#### 1 申立の内容

申立人 A(以下単に申立人という)は、2005(平成 17)年 3 月 10 日、宇都宮地方裁判所から、起訴された強盗罪 2 件について無罪判決を受け、その後この判決は確定している。申立人は、この 2 つの強盗事件の捜査において人権侵害を受けたとして、概略、次のとおりの人権救済を申立てた。

- (1) 栃木県警察本部・宇都宮東警察署などの警察官が、申立人に重度の知的障がいがあることを知悉しながら、未解決強盗事件の犯人とすることを意図して、同人を別件である軽微な暴行事件で逮捕・勾留したうえで、強盗事件の取調べを行い、防御能力のない同人に虚偽自白を強要した。
- (2) 宇都宮地方検察庁所属の検察官が、前項と同様の目的をもって、申立人に自白を強要し、起訴したことは重大な人権侵害である。
- (3) よって、栃木県警察本部本部長および宇都宮地方検察庁検事正に対し、厳重に警告をすることを求める。

#### 2 当連合会の調査の概要

- (1) 2005(平成 17)年 4 月 15 日 本件申立  
刑事判決文を含めた事件記録および新聞報道記事等の資料提供
- (2) 同年 7 月 11 日 申立代理人弁護士 3 名からの事情聴取
- (3) 同年 8 月 4 日 申立人からの事情聴取
- (4) 同年 9 月 14 日 栃木県警本部および宇都宮地方検察庁に対する照会
- (5) 同年 10 月 3 日 栃木県警本部から回答

同年 10 月 4 日 宇都宮地方検察庁から回答

2 つの回答の内容は、実質的に回答拒否に等しいものであった。

- (6) 同年 11 月 4 日 警察庁および最高検察庁に対する照会
- (7) 同年 11 月 30 日 警察庁および最高検察庁からの回答

この 2 つの回答も、具体的事件の捜査処理に関することを理由に、個々の照会事項について回答しないもので、一般論として取調対象者の特性に配慮した取調べを実施するよう必要な指導を行っているという内容のものであった。

### 3 当連合会が認定した事実経過

申立人から提出された刑事判決文を含めた事件記録等の資料および新聞記事などから、以下の事実経過を認めることができる。

#### (1) 2 つの強盗事件発生

2004(平成 16)年 4 月 29 日午後 8 時ころ、男が、宇都宮市峰 2 丁目の洋菓子店において、店員に包丁を突きつけ、現金 13 万 3000 円を強取するとの強盗事件(以下「第 1 強盗事件」という)が発生した。同年 5 月 6 日午後 7 時 25 分ころ、男が、宇都宮市御幸ヶ原町の生協店において、店員に包丁を突き付け、現金 6000 円を強取するとの強盗事件(以下「第 2 強盗事件」という)が発生した。

#### (2) 暴行事件による逮捕と前歴

同年 8 月 8 日午後 8 時 15 分ころ、男が、宇都宮市石井町の路上において当時 13 才の中学生 2 名に対し暴行を加えた、との事件(以下「暴行事件」という)が発生した。翌 9 日、申立人が暴行事件の容疑者として、宇都宮東警察署により逮捕された。同日付けで、同警察署の署員が、申立人の「指名手配・犯罪経歴照会結果報告書」を作成している。これによると、申立人は、暴行事件で逮捕される以前、宇都宮東警察署および真岡警察署管内で、合計 20 回の検挙歴があり、昭和 60 年に道路交通法違反で罰金 5 万円に処せられている以外は、全て起訴猶予となっている。その罪名はほとんどが窃盗罪であり、暴行・脅迫を伴うものはない。申立人は、第 1 強盗事件および第 2 強盗事件の発生後の 2004(平成 16)年 5 月 31 日にも窃盗容疑で検挙されたが、起訴猶予となっている。

#### (3) 知的障がいがあること

申立人には、重度の知的障がいがある。このことを捜査機関は熟知していた。第 1 強盗事件および第 2 強盗事件の裁判に提出された申立人の療育手帳によると、知的障がいの程度は A2 とされている。中央児童相談所からの聞き取り結果によれば、A2 とは知的障がいの程度は重度であって、知能指数としては 21 ~ 35 以下を一応の目安とされている。精神障害者保健福祉手帳の「判断基準表」によると、A2(重度)の知的能力は「文字、数の理解力の僅少なもの」とされている。申立人は、2002(平成 14)年 12 月に、銃刀法違反事件で検挙された際、簡易鑑定を受け、重度の知的障がいがあると判断されていた(この事件も不起訴処分となっている)。なお、裁判所に提出された申立人の供述調書の中にも、例えば、暴行事件に関する 2004(平成 16)年 8 月 10 日付供述調書(司法警察員作成)において、申立人が「身体障害者の生活保護を受けている」ことに触れており、

第1強盗事件に関する同年9月13日付供述調書(司法警察員作成)においても「知的障害者であり、障害年金をもらっている」ことに触れられている。

(4) 強盗事件の「自白調書」作成

申立人は、暴行事件で逮捕され取調べを受けている最中の2004(平成16)年8月20日に第1強盗事件について「自白」したとして、供述調書が作成されている。さらにその後、第2強盗事件についても「自白」をしたとして、同年9月9日付けで供述調書が作成された。これらを含めて、2つの強盗事件について、次のとおり「自白」調書が裁判所に提出されている(日付はいずれも2004(平成16)年)。

第1強盗事件

(警察官)作成 8月20日付 / 9月9日付 / 9月13日付 / 9月14日付 / 9月15日付 / 9月19日付 / 9月22日付 / 9月25日付

(検察官事務取扱副検事作成) 9月16日付 / 9月27日付

第2強盗事件

(警察官)作成 10月12日付 / 10月12日付 / 10月18日付 / 10月25日付

(検察官事務取扱副検事作成) 10月21日付 / 10月26日付

これらの供述調書には、いずれも、物語形式で、理路整然と事実経過が書かれている。

(5) 3度の逮捕と起訴

2004(平成16)年8月9日に暴行事件で逮捕された申立人は、同年8月27日に暴行事件で起訴、同年9月8日に第1強盗事件で逮捕、同月29日に起訴、同年10月12日に第2強盗事件で逮捕、同月29日に起訴された。第1強盗事件についても、第2強盗事件についても、申立人を犯人と特定する証拠として検察官から提出された「証拠」は、「面通し」も行っていない被害者の供述調書と「自白」調書だけであった。犯行に使用された物証、着用していた衣類等、金銭の費消先、足跡の鑑定書などの客観的な裏付け証拠は、何ら提出されていない。

(6) 裁判の経過

同年10月22日には暴行事件および第1強盗事件での第1回公判が開かれ、申立人はいずれもその公訴事実を認めた。同年12月7日には、第2強盗事件をも併合した第2回公判が開かれ、申立人が第2強盗事件の公訴事実を認めた後、同意書証の取調べ、被告人質問が行われ結審した。検察官は懲役7年の求刑をし、判決言渡期日が、同月24日と指定された。

(7) 否認

同年12月24日の判決言渡期日に出頭した申立人は、第1強盗事件および第2強盗事件につき否認する供述をした。そのため、弁論が再開された。翌2005(平成17)年1月11日の公判において、弁護人からの精神鑑定申請があり、裁判所は採用決定をした。その後鑑定人候補者についての宣誓期日が延ばされた後、以下に述べるとおり真犯人が出てきたことから、鑑定はせずに判決をすることとなった。

(8) 真犯人逮捕と申立人の取調

ところが、同月17日に、第1強盗事件および第2強盗事件について、真犯人が逮捕され、自白するに至った。その結果、捜査側においても申立人が第1強盗事件および第2強盗事件につき犯行を行っていないと認めざるをえなくなった。そこで、宇都宮地検の検事が、同年2月10日から16日までの間、申立人の取調べを行った。その後、次の供述調書が裁判所に提出されている。

2月10日付け3通 / 2月11日付け4通 / 2月12日付け6通 / 2月13日付け4通 / 2月16日付け1通

これらの供述調書は、2つの強盗事件を否認するものであるが、すべて、完全な一問一答形式で作成されている。

#### (9) 判決

同年2月25日の公判において、検察官は2つの強盗事件につき無罪の論告を行い、暴行事件については懲役8月の求刑を行った。同年3月10日、裁判所は、2つの強盗事件について無罪、暴行事件について有罪として罰金20万円(ただし満つるまで未決算入)の判決を言い渡し、この判決は確定した。

#### 4 当連合会の判断

以上の事実を踏まえ、当連合会としては、以下のとおり判断する。

##### (1) 申立人に対する人権侵害行為

重度の知的障がいのある人であることは容易に認識できること

申立人に重度の知的障がいがあることは争いが無い。申立人は、聞かれたことに対し、場当たりに、あるいは断片的に説明をするものの、過去の体験を十分に記憶し、それを正確に表現したり、ストーリー性のある話を表現したり、自分の言動を理路整然と筋道だてて判断したり、説明したりする能力は著しく低い。このことは、申立人と対話すれば、すぐ判明することである。2005(平成17)年8月4日、当連合会の人権擁護委員会の事件担当者らが、宇都宮市に赴き、申立人と面談して、かかる事情を直接確認した。さらに、真犯人が逮捕された後の同年2月10日から16日の間に作成された、前述の18通の検察官調書見ると、質問と答えが、終始おおよそかみ合うことがなく、このようなやりとりからは、意味のあるストーリーは何も把握することができない。

このような申立人に対し、本件取調担当官が何ら疑問を挟まずにいたとは到底考えられない。申立人がA2レベルの知的障がいがあることについて、本件の取調警察官がいつ知るに至ったかは記録上明らかではないが、少なくとも、申立人の逮捕日には20件の前歴内容が判明しているし、2004(平成16)年9月13日付け警察官調書に「知的障害者であり、障害年金をもらっている」ことが明記されているのであるから、強盗事件の本格的な取調べに際しては、捜査官側は、申立人に知的障がいがあり、しかも障がい認定を受けていることは十分に認識していた。

知的障がいのある人であることに対する配慮を欠落させた取調べ

申立人がこのような知的障がいを持っていることは、警察官や検察官の取調べに対し、黙秘権の意味を理解することができないことを始め、自己を防御する能力に著しく欠けることを意味する。ところが、本件では取調担当警察官および検察官は、申立人の知的障がいにまったく配慮をすることなく、もっつぱら、密室で、「自白」をとろうとした。その結果作成された真犯人発覚前に作成された一連の警察官調書および検察官調書は、物語形式で、具体的な事実を適示した申立人の体験談として記述され、その内容も被害者らの供述内容におおむね一致し、筋道立ったものとして作成されている。この「自白調書」と、真犯人逮捕後に作られた「否認調書」を並べてみると、その格差があまりにも大きい。およそ同一の被疑者から聴取されて作成された供述調書とはとても考えられない違いがある。

本件においては、警察官が、暴行事件の捜査の段階で、申立人と未解決の2つの強盗事件を結びつけ、申立人が犯人であるとの「見込み」をもって方向付けをし、防御能力に著しく欠ける申立人に「自白」を強要し、被害者の供述と客観的な状況に合わせて被疑者の「自白供述」を作文した上、全く内容を理解できない申立人の署名・指印をさせたことが認定できる。

検察官によるチェックのないままなされた起訴と公判審理

他方、担当検察官は、申立人に知的障がいがあり、事理弁識能力に重大な問題があることを認識しながら、しかも、裏付け証拠がないことも十分に承知しながら、申立人が強盗事件をやったことを「否定しない」ことを偏重し、警察官が作文した「自白調書」をほぼ焼き直して検察官調書を作成し、無辜の申立人を起訴した。

以上、およびの事実が認められ、防御能力に著しい障がいのある申立人に対する重大な人権侵害行為があったと認められる。

## (2) 栃木県警と宇都宮地検の「検証結果」について

本件判決後、栃木県警および宇都宮地検は、本件について内部検証を行い、その結果を発表している。

### 栃木県警の「検証結果」

栃木県警察本部は、2005(平成17)年4月20日、本件事件についての「検証結果」を栃木県公安委員会に提出した。同月21日付および5月7日付の下野新聞記事によれば、栃木県警の検証結果においては、要旨において「取調べに当たり、男性の記憶力、理解力、表現能力が不十分であることは認識していた。知的障害を持つ男性の特性を理解し、供述の任意性、信用性を確保するように努め、有責性の成立には問題はないと判断した。男性は取調べの警察官に迎合したものと考える。供述が被害状況の一部と矛盾したり、必ずしも十分な物証が得られない問題があったものの、男性は記憶力や理解力が十分でなく徹底した追求を行うのが困難であり、捜査幹部も仕方がないと判断した。当時、男性の供述に基づき物証の収集を行ったが男性の記憶力などが十分でなく、物証の裏付けが得られないこともやむを得ないと判断した。捜査幹部は、裏付けが十分に得られない理由についてさらに検討を加え、供述の信用性について一層厳格に検討すべきであった」としている。

この検証結果発表の前にも、栃木県警は同年2月には、再発防止策の一環として、捜査幹部による各署巡回相談指導を始め、知的障がいのある人に対する慎重な取調べを確認し、また4月には県下警察署長会議において、重度知的障害の男性の誤認逮捕問題をめぐり県警本部長が「今回の問題を教訓に事件資料の精査、供述の吟味、裏付け捜査などが的確に行われるようお願いしたい」などと適正な捜査を訴えたとされている(以上、下野新聞記事)。

### 宇都宮地方検察庁の「検証結果」

宇都宮地方検察庁は、同年5月6日付け「検証結果」を公表した。同月7日付け下野新聞報道によると、「検証結果」の要旨は、「本件では、男性が理解力や表現力の不十分さから取調官に迎合しやすい点への配慮が足りないまま、男性が取調べに素直に応じ、裁判官による質問手続を含め、当初から一貫して自白していたことをもって任意の信用できる自白と誤信し、供述内容も相応の合理性があると判断、誤った事実認定をしたことが認められた」としている。また、十分な補充捜査が行われなかったことも認め、「検察官には、警察捜査へのチェック機能が期待されるが、いずれの強盗事件でもそれが機能せず、犯人でないことを見抜くことができず誤って起訴するに至った」として、「再発防止のため、被疑者の特性に応じた適切な捜査、取調べを行い、必要な裏付け捜査を欠かさないといった留意点を指示した」というものである。また、宇都宮地検は、同年3月末に、県知的障害者育成会に対し、知的障がいのある人の特性を理解する勉強会の開催などを申し入れた(以上も下野新聞記事)。

### 2つの「検証結果」に対する見解

栃木県警察本部の「検証」では、「男性の記憶力、理解力、表現力が不十分であることは認識していた。知的障害をもつ男性の特性を理解し、供述の任意性、信用性を確保するように努め、有責性の成立には問題はないと判断した。男性は取調べの警察官に迎合したものと考える」

とされている。しかし、以下のとおり、上記2つの「検証結果」は極めて不当と考える。本件申立人は、「迎合」しやすい状態にあることはそのとおりであるが、「迎合」したとしても、本件で作成された「自白調書」に記載された「事実経過」を自らの記憶をつなぎあわせて表現することは申立人にはできない。申立人は、この「自白調書」を読み聞かせてもおよそ理解することができないことが明らかである。このように「検証」においてなお、知的障がいのある申立人の「迎合」に責任があるかのような「分析」をすることは誤っている。警察が依然そのような、誤った「認識」「評価」しかしていないのであれば、重大な人権侵害を引き起こした本件について、真摯な反省がないといわざるをえない。さらに「物証の裏付け」が不十分であったことについて、「男性の記憶力や理解力が不十分で徹底した追求を行うのが困難で」あったことに原因があるかのような「説明」をしているのみ、自らの責任を覆い隠すものである。この「弁解」も本末転倒であり、真摯な反省を伺わせない。

宇都宮地検の「検証結果」においても、なぜに、検察官の手により、同年2月中に作成された申立人の一問一答式の「供述調書」と似ても似つかぬ「自白調書」が作成されたのかについて踏み込んだ検討をすることを回避しており、「検証」としては極めて不十分であると指摘せざるをえない。

### (3) 捜査の在り方の根本問題

2つの「検証結果」とも「再発防止策」を提示しているが、いずれも本件の教訓を活かすものとしては不十分である。本件は、防御能力に著しく欠け、取調べ体験自体の記憶の保持とその表現をする能力にも欠ける者に対する捜査の在り方の問題点を浮き彫りにした。同時に、本件は、被疑者・被告人の人権保障の点から、わが国の捜査の実態がはらむ問題性が象徴的に顕れた事案である。すなわち、長期間の身体拘束（本件では暴行事件による逮捕から2つめの強盗罪の起訴まで82日間）、密室での「自白獲得」偏重と「自白強要」、物的証拠・裏付け証拠の軽視などの点である。

第一審判決も指摘しているとおり、申立人がなぜ虚偽の自白をするに至ったかについては、関係証拠をみても「被告人が、被告人を本件の犯人に似ていると思った取調べ警察官に本件を追求されて本件を認めるに至ったということ以外に、その際にどのような追求、問答がなされたのか、被告人の警察官調書がどのような取調べ手法を用いて作成されたのかについては一切明らかにされておらず、被告人が公判で供述するように、被告人が当初やっていないというのが聞き入れられなかったものなのかも明らかではない。」（判決文引用）。要するに、虚偽自白に追い込まれ、自己の記憶に基づくものとは到底言えない「自白調書」が作成されるに至った詳細かつ具体的な経過を検証しようにも、その点について明らかにする手段がないのである。本件により、弁護人等の立会権の確保、取調べ過程の可視化、供述調書作成のあり方など、現在の捜査の在り方の抜本的改革について、実行段階に移すことが緊喫の課題となっていることが再確認された。

### (4) 知的障がいのある人に対する取調べの在り方の見直し

少年事件における取調べの在り方につき、当連合会は、1998年7月、「少年司法改革に関する意見書」において、保護者・弁護人の立会、取調べ過程の可視化が不可欠とする見解を出した。さらに、当連合会は、2005年3月17日の『少年法等の一部を改正する法律案』に対する意見においても、「事件の裏付けを急ぐあまり、少年の未熟さ、被暗示性、迎合性を考慮することなく、長時間、強引な取調べや誘導的な取調べにより虚偽の自白を行った例は少なくない」として「少年の心理的特性を十分に理解した慎重な取調べが必要である」と提言した。知的障がいのある人に対する取調べにおいては、少年の場合と同様の（その障がいの程度によってはそれ以上の）、未熟さ、被暗示性、迎合性などの問題点が存するものである。

この点を考慮するならば、まず、本件申立人のような知的障がいのある人との疑いを持つ者に対する取調べにおいては、すみやかに、その取調べの全過程を録画・録音する制度を導入することが必要である。これにより、事後的な取調べ過程の検証が可能となり、本件のような暗示、誘導等を用いた違法な取調べを抑止しうるということが可能となるからである（なお、事案によっては、取調べ側にとっても、「知的障がいをもつ男性の特性を理解し、供述の任意性、信用性を確保するように努め、有責性の成立には問題はないと判断した」ことの正当性など、取調べの適法性、任意性等を立証するための有力な手段となりうるであろう）。

また、知的障がいがあると疑われる人に対する取調べにおいては、被疑者・被告人の保護者等被疑者・被告人の立場に立ち、被疑者・被告人に取調べの発問等の意味を十分に理解させることができる者の立会いを認める制度をすみやかに導入すべきである。取調べに際して被疑者・被告人と正確な意思疎通ができなければ、真実の究明ができただけでなく、不当に被疑者・被告人を不利益に取扱うことになりかねない。特に、知的障がいのある者は、迎合しやすい、暗示にかかりやすいといった特徴があるため、取調べ官が特定の被疑事実の存在を前提として発問を行うと、真実でなくても被疑事実を認めてしまうことが往々にしてあり得る。したがって、被疑者・被告人の立場に立ってその特徴をよく理解している者を立ち会わせることにより、被疑者・被告人が迎合しているのか否か、暗示されていないかどうか等を確認しながら取調べを行うことは、被疑者・被告人の権利を保護することになるだけでなく、捜査の適正化にも繋がる。誤判やえん罪の危険性などと比較すれば、捜査の密行性を過度に強調すべきでなく、立会いを認める制度を導入すべきである。

さらに、本件を契機として、宇都宮地検は、栃木県知的障害者育成会に対し、知的障がいのある人の特性を理解するための勉強会を申し入れているということである。これは、捜査官側において、知的障がいのある人の特性についての理解が不足しており、取調べにおいてもその特性に応じた専門的な対応が必要であることを自ら認めた結果であると考えられる。諸外国には、知的障がいのある人や精神障がいのある人が犯罪の被害者・加害者になったときに専門に捜査する捜査官が存在する制度があるが、わが国においても、本件申立にかかるような取調べが二度となされないよう、知的障がいを有するとの疑いのある人に対する捜査について、諸外国の制度を参考にしつつわが国の実情にあわせた専門官の養成および研修を制度として確立すべきである。

## 5 結論

### (1) 栃木県警本部および宇都宮地方検察庁に対する警告

以上の理由から、直接、申立人に対する捜査を行った栃木県警察本部および宇都宮地方検察庁に対し、警告の趣旨記載のとおり警告をするのが相当である。特に、この2者については、その検証結果が不十分であることも考えると、二度と同種の人権侵害行為を行わないよう警告することとする必要性は高い。

### (2) 警察庁および最高検察庁に対する警告

本件申立の趣旨は、直接人権侵害行為を行った栃木県警本部および宇都宮地方検察庁に対するものである。しかし、知的障がいのある人は全国にあり、本件の申立人以外にも知的障がいのある人が本件と同じような人権侵害を受ける可能性は日常的に存在しているといえる。そこで、最高検察庁および警察庁に対し、「今回の事件の報告を受けているか」「今回の事件を教訓として、知的障がいを有するとの疑いを持つ者が被疑者とされた場合の取調べの在り方等につき特段の検討をしたことがあるか」「その検討結果を全国の警察署若しくは検察庁に流したことはあるか」「知的障がいを有する者の取調べ等につき専門家の養成および研修体制には取り組んでいるのか」「取

調べ可視化の実施方を検討していないか」「取調べに際し被疑者・被告人の保護者等被疑者・被告人の立場に立ち被疑者・被告人に取調べの発問等の意味を十分に理解させることができる者の立会いの実施方を検討していないか」等について照会をしたが、この2者からは前にも述べたとおり、具体的事件の捜査処理に関することであるとして回答を拒否され、一般論として、被疑者の特性に配慮した取調べを行うよう必要な指導を行っているとの回答しか得られなかった。

そこで、取調べの可視化、被疑者・被告人の保護者等の取調べに際しての立会いおよび専門家の養成・研修体制は、いずれも一都道府県の単位で実施されるべきことではなく、全国的な制度的課題であり養成・研修体制の構築の問題であることをも考え併せ、警察庁および最高検察庁に対して、これらの制度的改善措置を取る旨警告する必要性も高いと言わざるをえない。

#### 6 弁護士および弁護士会の対応について

なお、当連合会としても、本件事件を契機として、知的障がいのある人の弁護活動のあり方の十分な周知、研修等が必要なことを自覚し、本件事件の報告会の開催、全会員への注意喚起の連絡、知的障がいがある被疑者・被告人を弁護する場合の対応マニュアルの作成、研修体制の確立につき、準備を開始していることを付言する。

以 上